

議会関連事務事業のうち特に重要な項目

- 1) 常任委員会の設置 (0 1 5 - 0 0 2)
- 2) 会派及び政党構成 (0 1 5 - 0 0 6)
- 3) 総括質問 (総括質疑)(0 1 5 - 0 0 7)
- 4) 一般質問 (0 1 5 - 0 0 8)
- 5) 議員報酬等 (0 1 5 - 0 1 4)
- 6) 政務調査費 (0 1 5 - 0 1 6)
- 7) 慶弔関係 (0 1 5 - 0 2 4)
- 8) その他

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 2
事 務 事 業 名	常任委員会の設置
調 整 課 題	市と町村で設置数や所管事項等に相違がある。
調 整 内 容	新たな議員定数を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>1．常任委員会の設置数 <u>現在の鶴岡市の例を基準とすることとし、4つの常任委員会とする。</u> (4常任委員会とする理由) 議員定数：議員定数が当初は38人、4年後には34人となることから、1委員会当たりの委員数は8～10人となり適当であること。 全国の設置状況：30万人未満の市のすべてが、4つ以下であること。 議会（委員会）日程：新たに各支所から支所長ほか幹部職員が説明員に加わるため、所管委員会が重複する場合が想定されることから（例えば、町村総務部門は観光業務を担当しているところが多い等）当面は1日1委員会とするのが適当であると考えられる。 仮に、設置数を5にした場合、1日1委員会とすることにより、会期が延長され、他の事業等に支障を来す恐れがあること。</p> <p>2．常任委員会の具体的運営内容 <u>合併後当面、常任委員会は1日1委員会開催とし、第1委員会室を使用する。</u> <u>ただし、総務・厚生・産業文教常任委員会については、説明員が入りきれないため、入れ替え制とし、隣の第2委員会室を控室とする。</u> 特別委員会室は、常任委員会審査には向かない形状のため、従来どおりの使用とする。 (入れ替え制とする根拠) 委員数：10人が2委員会（第1）、9人が2委員会（第2） 議事説明員の入室可能人数 第1委員会室 21人、第2委員会室 18人 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会 総務部・消防本部・会計課・監査・選管 (23人) ・厚生常任委員会 市民部・環境衛生部・健康福祉部・荘内病院 (20人) ・建設常任委員会 建設部・水道部 (11人) ・産業文教常任委員会 産業部・教育委員会・農業委員会 (19人) 	

合併事務事業調整調書

管理番号	015 - 006
事務事業名	会派及び政党構成
調整課題	鶴岡市、藤島町、羽黒町が会派制を採用している。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在 鶴岡市は3人以上を会派として認めている。	

合併後 3人以上を会派とする。	

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 7
事 務 事 業 名	総括質問（総括質疑）
調 整 課 題	鶴岡市、温海町が総括質問を実施している。
調 整 内 容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 総括質問は正式の会派（3人以上）に認められているが、現在は準会派（2人）にも認めている。但し、1人会派には認めていない。</p> <p>持ち時間は（20分＋会派人数×5分）で、質問者は各会派2人まで。 （ 会派人数に議長、副議長は算入しない）</p>	
<p>合併後 これまでの鶴岡市の例によれば、会派及び準会派が増加した場合、会議時間を延長しても1日で終わらないことが想定されるため、持ち時間等の検討が必要である。</p>	

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 8
事 務 事 業 名	一般質問
調 整 課 題	各市町村で通告や持ち時間等、運用内容に相違がある。
調 整 内 容	新たな議員定数により、持ち時間等の調整を行う。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 会派持ち時間制で、順番は会派の輪番制。</p> <p style="text-align: center;">30分×会派人数（但し、議長・副議長は会派人数に算入しない）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後 これまでの鶴岡市の例によれば、 30分×会派人数（但し、議長・副議長は会派人数に算入しない）であり、 （38人 - 2人）×30分÷60分÷5時間 = 3.6日となる。</p> <p>全国的な傾向として、一般質問は3日間の市が多く、議会日程全体への影響を考慮し、従来どおり3日間で終了するため、会議時間を延長する（会議規則の見直し）。 なお、会派持ち時間、順番についても検討が必要である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 4
事 務 事 業 名	議員報酬等
調 整 課 題	市と町村で報酬額に相違がある。
調 整 内 容	新たな議員定数などから勘案し調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>合併協定で「特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。」こととされている。</p> <p>市町村長の協議を踏まえて対応する。</p>	

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 6																													
事 務 事 業 名	政務調査費																													
調 整 課 題	各市町村で交付額等に相違がある。朝日村は交付していない。																													
調 整 内 容	新たな議員定数などから勘案し調整する。																													
時 期	合併まで																													
備 考																														
具体的な調整内容・方向																														
<p>合併協議会（小委員会）の協議をもとに、市町村長が定める。</p> <p>現在の状況</p> <p>1) 6市町村</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鶴岡市：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 20,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">4月と10月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">藤島町：議員個人</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円</td> <td style="padding-left: 20px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">羽黒町：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">櫛引町：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 40px;">（現在、会派はないので個人に交付）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">朝日村：なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">温海町：各議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 10,000 円</td> <td style="padding-left: 20px;">4月と10月</td> </tr> </table> <p>2) 類似都市等の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">人口 10 万人以上 16 万人以下の 8 4 市を対象とした調査の結果</p> <p style="padding-left: 40px;">月額 20,000 円以下が 3 2 市で、月額 30,000 円以下が 1 6 市で、 合わせると全体の過半数を占める。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、平均月額は、31,187 円</p> <p>県内</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">山形市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 140,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">米沢市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 23,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">酒田市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 25,000 円</td> </tr> </table>				鶴岡市：会派及び議員	月額 20,000 円 × 会派人数	4月と10月	藤島町：議員個人	月額 5,000 円	4月	羽黒町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年1回	櫛引町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年2回	（現在、会派はないので個人に交付）			朝日村：なし			温海町：各議員	月額 10,000 円	4月と10月	山形市	月額 140,000 円	米沢市	月額 23,000 円	酒田市	月額 25,000 円
鶴岡市：会派及び議員	月額 20,000 円 × 会派人数	4月と10月																												
藤島町：議員個人	月額 5,000 円	4月																												
羽黒町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年1回																												
櫛引町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年2回																												
（現在、会派はないので個人に交付）																														
朝日村：なし																														
温海町：各議員	月額 10,000 円	4月と10月																												
山形市	月額 140,000 円																													
米沢市	月額 23,000 円																													
酒田市	月額 25,000 円																													

合併事務事業調整調書

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 4
事 務 事 業 名	慶弔関係
調 整 課 題	各市町村で給付内容等に相違がある。
調 整 内 容	原則として鶴岡市の例によるが、町村の独自性も考慮して調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在 鶴岡市の例</p> <p>1、死亡弔意</p> <p>ア 議員・・・・・・議長弔辞 及び 生花 1 対 並びに 50,000 円</p> <p>イ 議員の配偶者・・・・・・・・・・花輪 1 基 及び 20,000 円</p> <p>ウ 議員の父母及び同居の子・・・・花輪 1 基 及び 10,000 円</p> <p>エ 元議員・・・・・・議長弔辞 及び 花輪 1 基 並びに 10,000 円</p> <p>2、傷病見舞（15 日以上療養を必要とする場合又はこれに順ずる場合）</p> <p>議員・・10,000 円以内</p> <p>3、災害見舞（被害の程度により、その都度議会運営委員会に諮って決める</p> <p>議員・・50,000 円以内</p> <p>これ以外の場合で、その必要があると認めるときは、議長は議会運営委員会に諮って措置することができる。ただし、その暇がないときは、議長の専決によって措置することができる。</p>	
<p>合併後</p> <p>合併前の元市町村議員（約 2 5 0 名）を対象に含め、給付等は現在の鶴岡市議会慶弔規程を適用する。</p>	